

広報みしま「市民活動団体応援コーナー」掲載要項

令和4年9月15日改正

三島市では、「広報みしま」毎月1日号に「市民活動団体応援コーナー」を設けています。
このコーナーは、市内で活動する市民の皆さんの主催するイベントや会員募集を紹介するものです。（掲載の確約はできません。また、不掲載の場合のご連絡は致しません。）
お申込みにあたっては、下記の項目を必ず確認し、了承された上でお申込みください。

1 掲載基準

- (1) 費用は、無料もしくは実費程度のもの（営利性がないもの）
※有料のイベント等を掲載希望の場合、必要に応じ、参加費の設定根拠となる資料やイベントの予算書等を提出していただきます。
- (2) 広く市民を対象とするもの
- (3) 申込期限および開催日が、各月10日以降の事業
- (4) 広報課において掲載が妥当と思われるもの

2 掲載する優先順位

上記1の掲載基準を満たす場合でも、紙面の都合上、お申込みをいただいた全てを掲載できないことがあります。その場合は、下記の優先順位で掲載可能記事を決定させていただきます。

- (1) 市内の団体・個人が、市内で行う事業
- (2) 市内の団体・個人が、近隣市町で行う事業
- (3) 市外の団体・個人が、市内で行う市民に有益と思われる事業
- (4) 市外の団体・個人が、近隣市町で行う市民に有益と思われる事業

3 掲載できないもの

- (1) 営利事業に関する発表会や受講生の募集
※団体等の代表者・構成員が収益を得る（講師料・出演料等を含む）イベントやサークル・教室等の受講生（会員）募集を含む
- (2) 顧客の獲得が目的と類推される無料体験等
※無料体験等とは、数回程度、無料でサービスが提供されるもので、その無料体験をきっかけとして固定客を確保し、無料体験終了後も、有償でサービスが継続的に提供されることが類推できるもの
- (3) 参加費の設定根拠となる資料や予算書等の提出を求めたイベント等について、指定する期日までに資料の提出がない場合
- (4) 掲載原稿の確認依頼に対し、指定する期日までに連絡が取れない場合

- (5) 以前の掲載により、市および市民とトラブルが生じたもの。また、虚偽の記載や不正な申込みが判明したもの。その他広報課で掲載することが不相当と判断した場合
- (6) 政治・宗教およびそれらを類推させる事業に関するもの

4 申し込み方法

掲載事項を必ずご確認のうえ、掲載希望号の締切日までに電子申請でお申し込みください。(三島市ホームページ「市民活動団体応援コーナー」から申請できます)

なお、電子申請による申込みが難しい場合には、「市民活動団体応援コーナー掲載申込書」に記入のうえ、広報課窓口(市役所本館2階)またはFAX(055-983-2719)により提出してください。

※掲載申込書は三島市ホームページからダウンロードできます。



【電子申請】はこちら



【三島市ホームページ】

5 留意事項

- (1) 紙面に限りがあるため、掲載申込みが多い場合、記事を掲載できない場合や、内容を省略する場合があります。ご了承のうえ、お申込みください。
- (2) イベント等の開催日時、場所、定員等が確定してからお申込みください。
- (3) 掲載の可否は原稿の確認の連絡をもって代えるものとします。掲載不可の連絡は致しません。
- (4) 同一内容の掲載は3号分以上掲載できません。(1月号掲載→5月号掲載可)
- (5) 不正な申込みが判明した場合は、以降の掲載は行いません。
- (6) 掲載された情報は、インターネットでも同時に公開されますのでご承知ください。

6 問合せ・申込先

三島市役所広報課

〒411-8666 三島市北田町4番47号

電話 055-983-2620

FAX 055-983-2719